

各務原市公衆無線LANサービス利用に関する要綱

(令和5年3月2日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民及び市内来訪者の利便性の向上並びに災害発生時の情報伝達手段の確保を図るため、市及び教育委員会（以下「管理者」という。）が提供する無線LANサービス（無線LANを利用したインターネットへの接続を提供するサービスをいう。以下「サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の資格等)

第2条 管理者は、この要綱の規定に同意した者に対して、サービスの利用を認めるものとする。

2 サービスを利用しようとする者は、当該利用に係る端末（Wi-Fi機能を搭載したパソコン、スマートフォン等をいう。以下同じ。）の画面上で必要事項を入力しなければならない。この場合において、当該入力をもって、この要綱の規定に同意したものとみなすものとする。

3 前項の規定にかかわらず、災害発生時等情報伝達手段の確保を図る上で管理者が特に必要と認めるときは、サービスを利用することができる。この場合において、サービスを利用することをもって、この要綱の規定に同意したものとみなすものとする。

(利用料)

第3条 サービスの利用料は、無料とする。ただし、サービスを利用するためには必要な端末その他の設備に係る費用は、サービスを利用する者（以下「利用者」という。）が負担するものとする。

(利用場所及び利用時間)

第4条 サービスを利用できる場所及び時間は、別表のとおりとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、これを変更することができる。

(利用条件)

第5条 サービスを利用するためには必要な端末は、利用者が準備するものとする。

2 サービスを利用するための端末の設定及び操作は、利用者が行うものとする。

3 利用者は、サービスの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。

- 4 利用者は、自己の責任において、セキュリティの確保に努めるものとする。
- 5 利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮してサービスを利用するものとする。
(利用履歴の取得)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者がサービスを利用する時間帯、利用環境及び利用端末の個体識別番号（M A Cアドレス）の情報を利用履歴として取得することができるものとする。

- (1) 利用者数を調査する場合
- (2) 利用者のサービスの利用状況を確認する場合
(利用の停止)

第7条 管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止するものとする。

- (1) この要綱の規定に違反した場合
- (2) 利用者として不適切と管理者が判断した場合
(禁止事項)

第8条 利用者は、サービスを利用して次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者、第三者又は管理者に不利益又は損害を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 第三者を誹謗中傷する行為
- (3) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (4) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為
- (5) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (6) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (7) I D及びパスワードを不正に使用する行為
- (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを無線L A Nに対して使用し、又はサービスを利用して相手方の同意の有無にかかわらず送付する行為
- (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で大量のメールを送信する行為
- (10) ファイル共有ソフトウェアの使用又は著しく大量のデータ通信をする行為
- (11) 利用者に許可されていない他ネットワーク若しくは他機器への侵入、又はそれらを攻撃する行為

(12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は管理者が不適切と認める行為

2 利用者は、前項各号に掲げる行為によって他の利用者、第三者又は管理者に損害が生じた場合は、すべての法的責任を負うものとする。

(サービスの中止及び制限)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、サービスを中止することができるものとする。

(1) 無線LANのシステムの保守又は工事を行う場合

(2) 暴動、騒乱、労働争議、地震、洪水、火災、停電その他の非常事態により、通常の無線LANの運用が実施できない場合

(3) 無線LANのシステム又はネットワークに障害がある場合

(4) 管理者がサービスの利用の中止が必要と認める場合

2 管理者は、サービスの適切な利用を図るため、特定のウェブサイトへの接続を制限することができるものとする。

(サービス内容の変更等)

第10条 管理者は、利用者に予告することなく、サービスの全部若しくは一部の変更、休止又は廃止をすることができる。

(免責)

第11条 管理者は、次に掲げる事項及び利用者がサービスを利用することによって発生した損害、損失、求償権等について、一切の責任を負わないものとする。

(1) サービスの内容及び利用者がサービスを通じて得る情報

(2) サービスの変更、遅滞、中止又は廃止に関連して発生した損害

(3) 利用者がサービスを通じて登録し、提供し、又は収集した情報の消失

(4) コンピュータウイルスの感染、データの破損、データの漏えいその他サービスの利用に関連して発生した損害

(5) 利用者がインターネット上で利用した有料サービスの一切の費用

(6) 利用者の端末の機種及びソフトウェア、ウェブブラウザ等の種類が原因でサービスを利用できること。

(7) サービスの利用により他の利用者又は第三者との間に生じた紛争等

(損害賠償)

第12条 利用者は、この要綱の規定に違反したことにより管理者に損害が生じたと

きは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年3月20日から施行する。

(各務原市ライフデザインセンターにおける無線LANサービス利用に関する要綱の廃止)

2 各務原市ライフデザインセンターにおける無線LANサービス利用に関する要綱(平成26年9月30日決裁)は、廃止する。

附 則(令和5年10月19日決裁)

この要綱は、令和5年11月6日から施行する。

別表(第4条関係)

施設	利用場所	利用時間
中央ライフデザインセンター	2階第1研修室 3階パソコン研修室	施設の使用の許可を受けた時間内
西ライフデザインセンター	4階第2学習室	施設の使用の許可を受けた時間内
川島ライフデザインセンター	1階第2学習室	施設の使用の許可を受けた時間内
東ライフデザインセンター	1階研修室	施設の使用の許可を受けた時間内
蘇原コミュニティセンター	貸館施設	施設の使用の許可を受けた時間内
鵜沼福祉センター	貸館施設	施設の使用の許可を受けた時間内
那加福祉センター	貸館施設	施設の使用の許可を受けた時間内
稻羽コミュニティセンター	貸館施設	施設の使用の許可を受けた時間内
川島小学校	体育館	施設の使用の許可を受けた時間内
各務小学校	体育館	施設の使用の許可を受けた時間内
鵜沼第二小学校	体育館	施設の使用の許可を受けた時間内
鵜沼第三小学校	体育館	施設の使用の許可を受けた時間内

中央図書館	2階パソコン専用席	開館時間内
中山道鵜沼宿町屋館	中山道鵜沼宿町屋館内	開館時間内
各務原市役所本庁舎	低層棟 1階市民交流スペース	低層棟の開庁時間内